

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品等の名称	リプロファルト 3 0 0
製品コード	B10387
供給者の会社名	出光興産株式会社
住所	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
電話番号	03-6870-6577
推奨用途及び使用上の制限	主用途として道路舗装用資材

2. 危険有害性の要約

GHS分類		常温時（固体状態）	加熱溶融時（液体状態）
物理化学的危険性	爆発物	区分に該当しない	区分に該当しない
	可燃性ガス	区分に該当しない	区分に該当しない
	エアゾール	区分に該当しない	区分に該当しない
	酸化性ガス	区分に該当しない	区分に該当しない
	高压ガス	区分に該当しない	区分に該当しない
	引火性液体	区分に該当しない	区分に該当しない
	可燃性固体	分類できない	分類できない
	自己反応性化学品	区分に該当しない	区分に該当しない
	自然発火性液体	区分に該当しない	区分に該当しない
	自然発火性固体	区分に該当しない	区分に該当しない
	自己発熱性化学品	分類できない	分類できない
	水反応可燃性化学品	区分に該当しない	区分に該当しない
	酸化性液体	区分に該当しない	区分に該当しない
	酸化性固体	分類できない	分類できない
	有機過酸化物	区分に該当しない	区分に該当しない
	金属腐食性化学品	分類できない	分類できない
	鈍性化爆発物	区分に該当しない	区分に該当しない
健康に対する有害性	急性毒性（経口）	区分に該当しない	区分に該当しない
	急性毒性（経皮）	区分に該当しない	区分に該当しない
	急性毒性（吸入：気体）	区分に該当しない	区分に該当しない
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分に該当しない	区分に該当しない
	急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	区分に該当しない	分類できない
	皮膚腐食性／刺激性	区分に該当しない	分類できない
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分に該当しない	区分 2
	呼吸器感作性	分類できない	分類できない
	皮膚感作性	区分に該当しない	区分に該当しない
	生殖細胞変異原性	区分に該当しない	区分 2
	発がん性	分類できない	区分 2
	生殖毒性	分類できない	分類できない
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	分類できない	区分 3（気道刺激性）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	分類できない	区分 1（呼吸器系）
	誤えん有害性	区分に該当しない	区分に該当しない
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期（急性）	分類できない	分類できない
	水生環境有害性 長期（慢性）	分類できない	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない	分類できない

GHSラベル要素

常温時（固体状態）		
絵表示（ピクトグラム）	なし	
注意喚起語	なし	
危険有害性情報	なし	
注意書き	なし	
安全対策	なし	
応急措置	なし	
保管	なし	
廃棄	なし	
他の危険有害性	なし	

加熱溶融時（液体状態）

絵表示（ピクトグラム）



注意喚起語
危険有害性情報

危険
強い眼刺激 (H319)
呼吸器への刺激のおそれ (H335)
遺伝性疾患のおそれの疑い (H341)
発がんのおそれの疑い (H351)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（呼吸器系） (H372)

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
本製品は加熱溶融時に硫化水素／一酸化炭素を発生する場合がある。
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
適切な保護手袋、保護眼鏡、保護衣、保護面を着用すること。(P280)

応急措置

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
(P308+P313)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)

保管

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
施錠して保管すること。(P405)

廃棄

内容物、容器は国、都道府県、市町村の規則に従った場所に廃棄すること。
(P501)

他の危険有害性

なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
化学名又は一般名
分子式（分子量）
化学特性（示性式又は構造式）

混合物
改質アスファルト
特定できない
特定できない

組成物質名	CAS登録番号	化管法指定化学物質の種別	化審法官報公示整理番号	安衛法官報公示整理番号	濃度又は濃度範囲
アスファルト	企業機密なので記載できない				70%以上
鉱油	企業機密なので記載できない				30%未満

【GHS危険有害性情報】

アスファルト

眼刺激性 区分2, 生殖細胞変異原性 区分2, 発がん性 区分2, 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性), 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器)

4. 応急措置	
吸入した場合	新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。 呼吸が止まった場合及び呼吸が弱い場合は、衣服を緩め、呼吸気道を確保した上で、人工呼吸を行う。 本製品は加熱時に硫化水素／一酸化炭素を発生する場合がある。加熱溶解時に発生するミスト／煙／蒸気／ヒュームを吸入すると頭痛、めまい、吐き気等の症状を生じる場合がある。したがって、汚染の可能性がある場所からできるだけ早く移動するとともに、そうした場所に入る場合は空気呼吸器を装着する。
皮膚に付着した場合	大量の水でヒリヒリなくなるまで冷やし、皮膚に付着したアスファルトは取り除かないで、医師の手当てを受ける。
眼に入った場合	清浄な水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低15分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	無理に吐き出さずに、速やかに医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 症状・損傷 吸入した場合	本製品は加熱溶解時に硫化水素／一酸化炭素を発生する場合がある。 硫化水素は、ばく露許容濃度(10ppm)以上吸入すると、頭痛、めまい、嘔吐、下痢等の症状を起こす。400～700ppmでは、30分～1時間のばく露で急性死または後死が考えられ、700ppm以上の硫化水素の吸入は、意識喪失や死につながる呼吸器系統の麻痺を起こす^{a)}。 一酸化炭素は、中毒の目安として、<300ppmなら影響は少なく、<600ppmでは軽度の作用があり、<900ppmで中ないし高度の影響がある。1000ppm以上になると危篤症状が現れ、1500ppm以上では生命の危険におよぶ^{a)}。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	救助者は、必要に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	本製品は加熱溶解時に硫化水素／一酸化炭素を発生する場合がある。 対症的に治療すること。
5. 火災時の措置	
適切な消火剤 使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性 特有の消火方法	霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡が有効である。 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。 硫化水素／一酸化炭素を発生する場合がある。 火元への燃焼源を断つ。 初期の火災には、粉末、炭酸ガスを用いる。 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。周囲の設備等に散水して冷却する。 火災発生場所の周辺には関係者以外の立入りを禁止する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消火作業の際は、風上から行き必ず保護具を着用する。 自給式呼吸器および完全防護服。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	
非緊急対応者 応急処置	漏出エリアを換気する。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 皮膚、眼との接触を避ける。
緊急対応者 保護具	適切な保護具を着用して作業する。 詳細については、第8項の「ばく露制御/個人保護」を参照。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材 浄化方法	下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。 製品は機械的に回収する。 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。

除去方法		全ての着火源を取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。危険地域より人を退避させる。 危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立ち入りを禁止する。 少量の場合は、土・砂・おがくず・ウエス等に吸収させる。 大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆いから容器に回収する。室内で漏出した場合は、窓・ドアを開け十分に換気を行う。
二次災害の防止策		漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。消火用器材を準備する。
その他の情報		物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	数量3,000kg以上については指定可燃物に該当する。法令上の取り扱いについては、市町村条例を参照のこと。 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりにミスト・蒸気を発生させないこと。溶融した本製品は、水と接触すると飛散するので水分が混入しないよう注意すること。
	安全取扱い注意事項	溶融した本製品が皮膚に触れると、火傷をする恐れがあるので、作業中は、手袋、その他の保護具を着用すること。 屋内で本製品を溶融する場合は、十分な換気を行うこと。 また、火気に注意すること。本製品は加熱時に硫化水素／一酸化炭素を発生する場合があるため、容器やパッチ(船、ローリー)に直接顔を近づけ、中を調べるようなことはしないこと。 また、硫化水素や一酸化炭素を吸い込まないように、風上で作業を実施すること。
	接触回避	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触を避ける。
	衛生対策	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 製品取扱い後には必ず手を洗う。
保管	安全な保管条件	数量3,000kg以上については指定可燃物に該当する。法令上の取り扱いについては、市町村条例を参照のこと。 加温溶融した状態で保管する場合には、過加熱や雨水の混入に注意する。 常温で保管(袋詰め等)の場合は、直射日光の当たらない室内に保管する。 ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との同一場所での保管を避ける。
	安全な容器包装材料	法令の定めるところに従う。
	技術的対策 注意事項	保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。 熱、スパーク、火炎並びに静電気の蓄積を避ける。
8. ばく露防止及び保護措置		
管理濃度		アスファルト：設定されていない 労働安全衛生法 作業環境管理濃度(2021年4月改正)ⁿ⁾ 硫化水素：1ppm
許容濃度	日本産衛学会 ⁱ⁾ (2021年度版)	アスファルト：勧告値無し 硫化水素：5ppm 一酸化炭素：50ppm
	ACGIH ^{b)} (2021年版)	・時間加重平均(TWA)値 0.5mg/m³ (Asphalt fume as benzene-soluble aerosol) 1ppm(硫化水素として) 25ppm(一酸化炭素として) ・短時間ばく露限界(STEL)値 勧告値なし(Asphalt fume as benzene-soluble aerosol) 5ppm(硫化水素として)
設備対策		屋内作業場は、防爆タイプの排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸用保護具	換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。
	手の保護具	耐熱性、及び耐油性保護手袋
	眼、顔面の保護具	安全メガネ
	皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用する。
特別な注意事項		環境への放出を避けること
9. 物理的及び化学的性質		

物理的状態	
物理状態	固体
色	黒色
臭い	データなし
融点	データなし
凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	≥350℃
可燃性	不燃性
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	データなし
引火点	≥260℃ (COC)
自然発火点	約480℃ (推定)
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	測定不能 (40℃で10Pa・s以上)
溶解度	ほとんど不溶
n-オクタノール／水分配係数 (log値)	>6
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	約1g/cm ³ 以上(15℃)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし
その他データ	
軟化点	約35℃ (環球法 : JIS K 2207)
10. 安定性及び反応性	
反応性	強酸化剤との接触を避ける。
化学的安定性	常温で暗所に貯蔵・保管された場合、安定である。
危険有害反応可能性	燃焼の際は、煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。
避けるべき条件	ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
混触危険物質	強酸化剤との接触を避ける。
危険有害な分解生成物	燃焼の際は、煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。
11. 有害性情報	
本物質は混合物であり、その混合物としての危険有害性情報は公知でないため、ここでは主たる成分であるアスファルトの危険有害性情報を基に記載した。加えて、アスファルト以外の危険有害成分を分類基準となる濃度(濃度限界)以上含有する場合は、「3. 組成及び成分情報」に記載した。	
急性毒性 (経口)	区分に該当しない。急性毒性は低いとされる。 ^{c)}
急性毒性 (経皮)	減圧蒸留残渣油として、ラット LD ₅₀ 5,000mg/kg以上。 ^{k)} 区分に該当しない。急性毒性は低いとされる。 ^{c)}
急性毒性 (吸入 : 気体)	減圧蒸留残渣油として、ウサギ LD ₅₀ 2,000mg/kg以上。 ^{k)}
急性毒性 (吸入 : 蒸気)	GHSの定義における固体であるため、区分に該当しない。
急性毒性 (吸入 : 粉じん、ミスト)	GHSの定義における固体であるため、区分に該当しない。 データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／刺激性	減圧蒸留残渣油として、ラット LD ₅₀ 2,000mg/m ³ 以上(Exposure time: 4.5 h) ^{k)} データ不足のため分類できない。 なお、減圧蒸留残渣油として、ドレイズテストの結果、軽度の刺激性が確認されている。 ^{k)} ただし加熱された溶融アスファルトとの接触は火傷の恐れがあるので注意すること。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	常温におけるほぼ固体状態での有害性に関するデータは確認できない。 職業ばく露において、アスファルトの蒸気による結膜炎の報告や、眼刺激性が複数報告されていることから区分2とした。 減圧蒸留残渣油として、ドレイズテストの結果、軽度の刺激性が確認されている。 ^{k)} アスファルト蒸気／ヒュームによる結膜炎、眼刺激性が複数報告されているが、回復性のものであったとの記載がある。 ^{p) q)} 溶融アスファルトから発生するガスは、呼吸器系や眼の粘膜を刺激する。
呼吸器感作性	分類できない 現在のところ有用な情報なし。

皮膚感作性		分類できない 現在のところ有用な情報なし。なお減圧蒸留残渣油については、モルモットに対する皮膚感作性試験において陰性であったとの報告がある ^{a)} 。
生殖細胞変異原性		アスファルトヒュームまたはアスファルトヒューム凝縮液、アスファルトペイント等による各種試験結果があり、生殖細胞変異原性については陽性／陰性のデータが存在する。 ^{o) p) q) r)} しかしながらin vivo体細胞変異原性試験／体細胞遺伝毒性試験の陽性結果、並びにin vitro変異原性試験の陽性結果、さらに本物質は変異原性があるとの記載 ^{p)} を総合的に考慮し区分2とした。
発がん性		・EU CLP規則（1272/2008/EC）付属書IV Table 3.1および3.2に記載されていない（有害性として分類されない）。 ・IARCは道路舗装等のストレートアスファルトによる長期間に及ぶ「アスファルト・エミッション」による職業ばく露について、「グループ2B」（発がん性があるかもしれない）に分類している ^{o)} 。 なおIARCは「アスファルト・エミッション」を「加熱され気化した物質及び気体、及び気体となったアスファルトが空気中で凝集し、小さな粒となり雲状になったヒューム」と規定し、「道路舗装」を「アスファルト混合物製造、運搬、舗設に関わる作業」、「職業ばく露」を「作業者が1日に4～9時間程度を長期間にわたりさらされること」と規定している。 ・加えて、IARCは防水工事（ルーフィング）のブローンアスファルトによる長期間に及ぶ「アスファルト・エミッション」による職業ばく露について、「グループ2A」（おそらく発がん性がある）に分類している ^{o)} 。 また、「防水工事」に携わる作業者の「発がんリスク」の検証において、「発がんリスク」が高くなったという限定的なデータ（限られた数の証拠）があったが、「コール・タールへの接触」や「アスベスト入りスレート波板の撤去」、及び「作業者の喫煙」といった「発がん性がある物質」の影響を排除できなかった、としている。
生殖毒性		分類できない。データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）		黒ネズミに対し、針入度級アスファルトを3ヶ月毎に200mg皮下注射を行ったが、解剖所見で皮膚腫瘍は見られなかった ^{d)} 。 アスファルトヒュームに含まれる硫化水素／一酸化炭素により気道刺激性があることが知られている ^{p) q)} ことから区分3（気道刺激性）とした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）		常温におけるほぼ固体状態での有害性に関するデータは確認できない。 アスファルトヒュームの吸入試験（マウス、6～7h／日、5日／週で21ヶ月）で気管浸潤、気管支炎、肺炎、膿瘍、繊毛損失、上皮萎縮及び皮膚肥厚が認められた。 ⁱ⁾ ヒトにおいて、ヒュームの吸入経路で鼻炎、口咽頭炎、喉頭炎、気管支炎、ヒュームの経皮暴露では皮膚炎、ざ瘡（にきび）様の病変、軽度角化症が報告されている。また実験動物において、マウスを用いた吸入毒性試験において呼吸器に影響がみられているが、ばく露濃度の記載がなく分類に用いることはできない。 ヒトにおいて呼吸器系に影響がみられていることから区分1（呼吸器系）とした。 ^{p) r)}
誤えん有害性		区分に該当しない（40℃における動粘性率が20.5mm ² /sを超えることから、区分に該当しないとした）。
12. 環境影響情報		
本物質は混合物であり、その混合物としての危険有害性情報は公知でないため、ここでは主たる成分であるアスファルトの危険有害性情報を基に記載した。加えて、アスファルト以外の危険有害成分を分類基準となる濃度（濃度限界）以上含有する場合は、「3. 組成及び成分情報」に記載した。		
生態毒性	水生環境有害性（短期/急性）	分類できない。データなし。
	水生環境有害性（長期/慢性）	分類できない。データなし。
残留性・分解性	残留性	アスファルトは常温で蒸発しないが、道路舗装や屋根防水等の工事のために加熱する際、ヒュームを発生する。発生したヒュームはすぐに凝縮、沈降して土壌に吸着する。ヒュームの揮発性成分は大気中のヒドロキシラジカルと反応する。水中では、アスファルトは分散性は乏しく、浮くか沈むかである。土壌中では移動性はない。 ^{m)}

分解性		アスファルトの水生環境における生分解性の研究例は見当たらない。しかし、数百年にわたって道路舗装や屋根防水に利用してきた経験から、アスファルトは明らかにいつまでも持続する(分解しない)物質であり、生分解性がないことが特長でもある。 ^{m)}	
生態蓄積性		データなし。アスファルトの構成成分のlog Kowは6以上なので生体蓄積性があると判定されるが、実際には、極めて水に難溶であり、このような高分子量の物質が水中生物の体内に取り込まれることは考えにくい。 ^{m)}	
土壌中の移動性		土壌中で移動性はない。 ^{m)}	
オゾン層への有害性		データなし。分類できない。	
1 3. 廃棄上の注意			
残余廃棄物		燃焼する場合は、安全な場所で、かつ燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼすおそれのない方法で行うとともに、見張人をつける。又は自治体の定めるところに従う。大量の処理は、知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し処理する。 海、河川、湖、その付近及び排水溝に投棄してはならない。 その他関係法令の定めるところに従う。	
汚染容器及び包装		内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理する。	
1 4. 輸送上の注意			
国際規制		常温時（固体状態） 国連番号 なし 品名（国連輸送名） なし 国連分類 （輸送における危険有害性クラス） 該当しない 副次危険 該当しない 容器等級 該当しない その他の安全対策 なし	加熱溶融時（液体状態） UN 1999 TARS, LIQUID, including road oils, and cutback bitumens 3 なし Ⅱ 輸送は通常、ローリーによる溶融液体なので、火傷しないように注意する。
国内規制		海上規制情報 船舶安全法：加熱溶融時は引火性液体類に該当。常温時は非危険物。 航空規制情報 航空法：加熱溶融時は引火性液体に該当。常温時は非危険物。 陸上規制情報 消防法 指定可燃物（3,000kg以上の場合）	
特別な安全上の対策		移送時に容器イエローカードの保持が必要。	
その他（一般的）注意		なし	
緊急時応急措置指針番号		130 ^{s)}	
1 5. 適用法令			
該当法令の名称およびその法令に基づく規制に関する情報			
労働安全衛生法		表示対象物(通知対象物) アスファルト 70%以上、鉱油 30%未満	
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）		非該当	
毒物及び劇物取締法		対象物でない	
化審法		企業秘密なので記載できない	
消防法		3,000kg以上の場合、指定可燃物	
大気汚染防止法		一定規模以上のアスファルトプラントは「ばい煙発生施設」に該当	
水質汚濁防止法		油分排出規制	
水道法		水質基準項目、管理目標設定項目および要検討項目に非該当	
下水道法		鉱油類排出規制	
海洋汚染防止法		油分排出規制	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		産業廃棄物規則	
船員法		船員労働安全衛生規則	
1 6. その他の情報			
【引用文献】			
a)		後藤、桐ほか：産業中毒便覧(増補版) 医歯薬出版(1981)	
b)		ACGIH(2021) Threshold limit values and biological exposure indices.	
c)		CONCAWE product dossier no. 92/104 "bitumens and bitumen derivatives"	

d)	IARC(1985) Monographs on the evaluation of the carcinogenic risk of chemicals to humans. Vol.35, SUPPLEMENT 7
e)	危険物、毒物処理取扱いマニュアル (海外技術資料研究所 1974年4月)
f)	化学物質の危険・有害便覧(平成10年版) 中央労働災害防止協会(1998)
g)	危険物船舶運送便覧 (船積危険物研究会 1997年3月)
h)	化審法化学物質改訂第5版 化学工業日報社(2002)
i)	許容濃度等の勧告(2021年度) 日本産業衛生学会 産業衛生学雑誌
j)	EC理事会指令「67/548/EEC」 付属書 I 「危険な物質リスト」
k)	API “ROBUST SUMMARY OF INFORMATION ON ASPHALT” (2003).
l)	IPCS(Environmental Health Criteria 20, Selected Petroleum Products)
m)	CONCAWE report no. 01/54 environmental classification of petroleum substances -summary data and rationale
n)	作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省 2020年1月27日)
o)	IARC(2013) Monographs on the evaluation of the carcinogenic risk of chemicals to humans. Vol.103.
p)	ACGIH (7th, 2001)
q)	WHO/IPCS :「国際簡潔評価文書 (CICAD) 」 Vol.59 (2005)
r)	ドイツ学術振興会(DFG) "Occupational ToxicantsCritical Data Evaluation for MAK Values and Classification of Carcinogens" Vol. 17
s)	日本規格協会 : ERG 2020版 危険物輸送のための緊急時応急措置指針 容器イエローカードへの適用
【備考】	本SDSはJIS Z7253:2019 に準拠して作成しています。